

## 介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

: 令和3年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	所要時間が20分から計算して35分を増すごとに+33単位(201単位を限度)	×200/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者等が基礎修繕・修繕等による切替等を行う場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で基礎修繕・修繕等を行う場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
		(2) 20分以上30分未満 (250単位)									
		(3) 30分以上1時間未満 (393単位)									
		(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに+84単位)									
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)									
		(2) 45分以上 (226単位)									
	ハ 通院等乗降介助	(1回につき 99単位)									
	ニ 初回加算	(1月につき +200単位)									
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)									
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×100/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×55/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき (3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき (3)の80/100)									
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)									
<p>「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目  「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入</p>											
<p>※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。</p>											
<p>※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。</p>											
<p>※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイからヘまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>											

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、着拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所同一建物の利用者の利用人数50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +4.4単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3.6単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +1.2単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計		
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計		

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年9月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	探数名訪問加算(Ⅰ)	探数名訪問加算(Ⅱ)	1時間90分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療従事者の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の回数につき減算(1日につき)														
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100					1月につき +574単位																	
	(2) 30分未満															(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能															×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2)日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満																											(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満
	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能																											×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
(2) 30分未満	(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満																											
ロ 病院又は診療所の場合																													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,964単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			-97単位														
ニ 初回加算	(1月につき +300単位)																												
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)																												
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																												
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																												
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +2単位) (2) ハを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)																												

※ 「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A) リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100  事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A) 1日につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(B) 1日につき +213単位	1回につき +5の単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)									
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)								

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)					
(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)							
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位)						
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)						
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)						
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (569単位)				+100単位	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)					
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)					
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (379単位)							
(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)							
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (456単位)							
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)					
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (329単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)						

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。











8 短期入所生活介護費

基本部分		注		注		注		注		注		注		注		注		注		注			
		活動を行う職員の見守り料などを徴収しない場合	同様の職数及び人数が異なる場合	介護士1名以上の職員が常駐しない場合	施設の利用料を特別に優待する等	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合	社会福祉法人の施設に設置している場合		
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	単独型短期入所生活介護費(A)	単独型短期入所生活介護費(1) (※単独型)	926																			
			単独型短期入所生活介護費(2) (※多床室)	700																			
			単独型短期入所生活介護費(3)	654																			
		(2) 併設型短期入所生活介護費	併設型短期入所生活介護費(A)	併設型短期入所生活介護費(1) (※単独型)	926																		
				併設型短期入所生活介護費(2)	700																		
				併設型短期入所生活介護費(3)	654																		
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	併設型ユニット型短期入所生活介護費(A)	併設型ユニット型短期入所生活介護費(1) (※単独型)	926																			
			併設型ユニット型短期入所生活介護費(2)	700																			
			併設型ユニット型短期入所生活介護費(3)	654																			
		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	併設型ユニット型短期入所生活介護費(B)	併設型ユニット型短期入所生活介護費(1) (※併設型)	926																		
				併設型ユニット型短期入所生活介護費(2)	700																		
				併設型ユニット型短期入所生活介護費(3)	654																		

ハ 療養費加算 (1日につき 6単位を加算(1日につき8単位))

ニ 在宅中等度者受入加算  
 (1) 看護料加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)  
 (2) 看護料加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)  
 (3) (1)及び(2)の看護料加算を算定している場合 (1日につき 413単位を加算)  
 (4) 看護料加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)

ホ 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)  
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 24単位を加算)  
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)  
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ト 介護職員処遇改善加算  
 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (3月につき 所定単位数×83/1000)  
 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3月につき 所定単位数×80/1000)  
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (3月につき 所定単位数×83/1000)  
 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3月につき 所定単位数×80/1000)  
 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3月につき 所定単位数×83/1000)

チ 介護職員等特定処遇改善加算  
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (3月につき 所定単位数×27/1000)  
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (3月につき 所定単位数×23/1000)

※「サービス提供体制強化加算」は「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の事業者の算定項目

9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日間の乗換)	+90単位 (7日間の乗換) +120単位 (7日間の乗換) +120単位 (7日間の乗換)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室>【在宅型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室>【基本型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室>【在宅型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型個室 看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型個室 看護士オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】														要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】														要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【基本型】														要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)
			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>【在宅型】														要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型個室 看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
	b 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
	c 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <ユニット型個室の多床室>【在宅型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
	d 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型個室 看護士オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
	b 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)															
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
		b 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 726 単位) 要介護3 ( 638 単位) 要介護4 ( 550 単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 508 単位)	+240単位	+60単位	+60単位 (乗換に際して)	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位	+60単位		
	(二) 4時間以上6時間未満	( 508 単位)															
	(三) 6時間以上8時間未満	( 508 単位)															

注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算 (I) (1日につき 27単位を加算)	(二) 療養体制維持特別加算 (II) (1日につき 67単位を加算)
注 療養体制維持特別加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養管理 (緊急時発生時の場合 (1月に10日を超えて1日につき18単位を算定) 療養型個室の場合 (1月に10日を超えて1日につき18単位を算定))	(二) 特定治療
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 9単位を加算)	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×39/1000)	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×29/1000)
(7) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×21/1000)	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×17/1000)

※ 介護職員処遇改善加算 (I) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (I) については、令和4年5月1日を目途に算定額を改定する。  
※ 令和4年5月30日までの期間、短期入所療養介護費 (I) から (G) までについては、所定単位の半分の率に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

Table with multiple columns for classification, fee items, and calculation details. Key categories include '療養病床を有する病院における短期入所療養介護費' (Short-term nursing care fees in hospitals with nursing beds), 'ユニット型療養病床施設短期入所療養介護費' (Short-term nursing care fees in unit-type nursing beds), and '介護職員処遇改善加算' (Nursing staff wage improvement surcharge). The table is divided into sections (1) through (10), with specific unit calculations and rates listed for various care levels and staff types.

※ 医師の人員配置減算を適用する場合に、医師経費減算は適用しない。  
※ 夜間勤務費用減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の適用に当たっては、夜間勤務費用減算は適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の適用に当たっては、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の適用に当たっては、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 ( 740 単位)						
			要介護3 ( 789 単位)						
			要介護4 ( 839 単位)						
			要介護5 ( 889 単位)						
			要介護1 ( 717 単位)						
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 ( 770 単位)							
		要介護3 ( 822 単位)							
		要介護4 ( 874 単位)							
		要介護5 ( 926 単位)							
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 708 単位)							
		要介護2 ( 759 単位)							
	要介護3 ( 810 単位)								
	要介護4 ( 861 単位)								
	要介護5 ( 913 単位)								
d 看護<6:1>介護<6:1>診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 ( 796 単位)								
	要介護2 ( 846 単位)								
	要介護3 ( 897 単位)								
	要介護4 ( 945 単位)								
	要介護5 ( 995 単位)								
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 829 単位)								
	要介護2 ( 882 単位)								
	要介護3 ( 934 単位)								
	要介護4 ( 985 単位)								
	要介護5 ( 1,037 単位)								
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 818 単位)								
	要介護2 ( 870 単位)								
	要介護3 ( 921 単位)								
	要介護4 ( 971 単位)								
	要介護5 ( 1,023 単位)								
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 611 単位)							
		要介護2 ( 656 単位)							
		要介護3 ( 700 単位)							
		要介護4 ( 746 単位)							
		要介護5 ( 790 単位)							
		要介護1 ( 719 単位)							
b 看護+介護<3:1>診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 ( 763 単位)								
	要介護3 ( 808 単位)								
	要介護4 ( 853 単位)								
	要介護5 ( 898 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 818 単位)	×97/100						
		要介護2 ( 869 単位)							
		要介護3 ( 918 単位)							
		要介護4 ( 967 単位)							
		要介護5 ( 1,017 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 846 単位)							
		要介護2 ( 899 単位)							
		要介護3 ( 950 単位)							
		要介護4 ( 1,001 単位)							
		要介護5 ( 1,054 単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 836 単位)							
		要介護2 ( 888 単位)							
		要介護3 ( 939 単位)							
		要介護4 ( 993 単位)							
		要介護5 ( 1,040 単位)							
	(四) 経済的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 818 単位)							
		要介護2 ( 869 単位)							
		要介護3 ( 918 単位)							
		要介護4 ( 967 単位)							
		要介護5 ( 1,017 単位)							
	(五) 経済的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 846 単位)							
		要介護2 ( 899 単位)							
		要介護3 ( 950 単位)							
		要介護4 ( 1,001 単位)							
要介護5 ( 1,054 単位)									
(六) 経済的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 836 単位)								
	要介護2 ( 888 単位)								
	要介護3 ( 939 単位)								
	要介護4 ( 989 単位)								
	要介護5 ( 1,040 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満 ( 928 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満 ( 1,289 単位)								
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)については、令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット病に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,044 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,108 単位)								
		要介護3 (1,171 単位)									
		要介護4 (1,234 単位)									
		要介護5 (1,297 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,150 単位)									
	要介護2 (1,214 単位)										
	要介護3 (1,278 単位)										
	要介護4 (1,341 単位)										
	要介護5 (1,405 単位)										
一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,054 単位)								
		要介護2 (1,118 単位)									
	要介護3 (1,181 単位)										
	要介護4 (1,245 単位)										
	要介護5 (1,308 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,102 単位)										
要介護2 (1,166 単位)											
要介護3 (1,229 単位)											
要介護4 (1,293 単位)											
要介護5 (1,356 単位)											
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,076 単位)									
	要介護2 (1,140 単位)										
	要介護3 (1,203 単位)										
	要介護4 (1,267 単位)										
	要介護5 (1,330 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,124 単位)										
要介護2 (1,188 単位)											
要介護3 (1,251 単位)											
要介護4 (1,315 単位)											
要介護5 (1,378 単位)											
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,098 単位)									
	要介護2 (1,162 単位)										
	要介護3 (1,225 単位)										
	要介護4 (1,289 単位)										
	要介護5 (1,352 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,146 単位)										
要介護2 (1,210 単位)											
要介護3 (1,273 単位)											
要介護4 (1,337 単位)											
要介護5 (1,400 単位)											
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (981 単位)									
	要介護2 (1,045 単位)										
	要介護3 (1,108 単位)										
	要介護4 (1,172 単位)										
	要介護5 (1,235 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,029 単位)										
要介護2 (1,093 単位)											
要介護3 (1,156 単位)											
要介護4 (1,220 単位)											
要介護5 (1,283 単位)											
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (966 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		要介護2 (930 単位)									
		要介護3 (894 単位)									
		要介護4 (858 単位)									
		要介護5 (822 単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (844 単位)									
		要介護2 (808 単位)									
		要介護3 (772 単位)									
		要介護4 (736 単位)									
		要介護5 (700 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,371 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,435 単位)								
		要介護3 (1,499 単位)									
		要介護4 (1,563 単位)									
		要介護5 (1,627 単位)									
	b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,371 単位)									
	要介護2 (1,435 単位)										
	要介護3 (1,499 単位)										
	要介護4 (1,563 単位)										
	要介護5 (1,627 単位)										
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,419 単位)								
		要介護2 (1,483 単位)									
	要介護3 (1,547 単位)										
	要介護4 (1,611 単位)										
	要介護5 (1,675 単位)										
b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,419 単位)										
要介護2 (1,483 単位)											
要介護3 (1,547 単位)											
要介護4 (1,611 単位)											
要介護5 (1,675 単位)											
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
	(二) 4時間以上6時間未満	(821 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,288 単位)									
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000)										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)										

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 「介護職員処遇改善加算 (IV)」及び「介護職員等特定処遇改善加算 (V)」については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。





10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護職員等特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合
介護職員等特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合	介護職員等 特定施設入居者 生活介護費に 含まれない 場合

認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)
看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)	看護的介護加算 (1日につき)
認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)	認知・専門介護加算 (1日につき)

※ 介護職員等特定施設入居者生活介護費は、従価法による算定方法による。

※ 介護職員等特定施設入居者生活介護費(1)及び介護職員等特定施設入居者生活介護費(2)については、原則として1日につき1単位を算定する。

※ 介護職員等特定施設入居者生活介護費(3)及び介護職員等特定施設入居者生活介護費(4)については、原則として1日につき1単位を算定する。

11 福祉用具費

基本部分	注	注	注
福祉用具費 (1日につき)	福祉用具費 (1日につき)	福祉用具費 (1日につき)	福祉用具費 (1日につき)

※ 「特別地域福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる。

※ 介護費1の率については、車いす、福祉用具、特設台、特設台付用品、手すり、手すり付用品、身体受取器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動昇降機設備については介護費1から介護費2の率については算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造  
居宅介護支援費

基本部分			法	法	法	法	法	
			運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等に於ける小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者への対応加算	特定事業所集積減算	
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき 200単位
		要介護3・4・5 ( 1,392単位 )						
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 ( 510単位 )					
		要介護3・4・5 ( 660単位 )						
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2 ( 326単位 )					
		要介護3・4・5 ( 418単位 )						
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+15/100	+10/100		
		要介護3・4・5 ( 1,392単位 )						
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 ( 522単位 )					
		要介護3・4・5 ( 672単位 )						
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2 ( 313単位 )					
		要介護3・4・5 ( 406単位 )						
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +500単位)						
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +400単位)						
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +300単位)						
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所集積減算加算 (1月につき -120単位)								
ヒ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +200単位)						
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位)						
ヘ 退院・送所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・送所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)						
	(2) 退院・送所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)						
	(3) 退院・送所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)						
	(4) 退院・送所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)						
	(5) 退院・送所加算(Ⅲ)	(+900単位)						
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月)に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算 死に及び死亡前14日以内(2日以上在宅の期間等)を行った場合 (+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の連絡連携加算(Ⅰ)と初回加算(Ⅱ)を併用(Ⅰ)との合計)の適用又は養護職員の配置を行っている場合に算定される。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上の部分については(Ⅰ)を、60件以上の部分については(Ⅱ)を算定する。  
 ※令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費の(Ⅰ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。





注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定																
注 ターミナルケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 死亡日以前31日以内かつ以下</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 死亡日以前4日以上30日以内</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 死亡日以前2日又は3日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 死亡日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 死亡日以前31日以内かつ以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算)		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	(2) 死亡日以前4日以上30日以内	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)		療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)		療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
(1) 死亡日以前31日以内かつ以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算)																
	療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)																
(2) 死亡日以前4日以上30日以内	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)																
	療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)																
(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)																
	療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)																
(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)																
	療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)																
注 特別療養費																	
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																
ハ 前期加算	(1日につき 30単位を加算)																
ニ 入所時栄養管理加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 注 栄養管理の提供を受けない場合は、算定しない。																
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅化型の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算) 注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に施設サービス計画の策定及び退所後の決定を行った場合に算定																
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅化型の場合 (1回につき 480単位を加算) 在宅化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算) 注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に施設サービス計画の策定及び退所後の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定																
ヘ 退所時等支援等加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 退所時等支援加算</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>一 仮行的退所時特別加算</td> <td>(400単位)</td> </tr> <tr> <td>二 退所時特別加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>三 入退所前準備加算(Ⅰ)</td> <td>(200単位)</td> </tr> <tr> <td>四 入退所前準備加算(Ⅱ)</td> <td>(400単位)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 訪問看護指示加算</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> </tr> </table> 注 入所期間が1月を超え入所者が仮的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合は、退所時等支援加算(Ⅰ)のうち「一」及び「二」は算定しない。 注 退所前準備加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、退所前準備加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併せて算定する。	(1) 退所時等支援加算	<table border="1"> <tr> <td>一 仮行的退所時特別加算</td> <td>(400単位)</td> </tr> <tr> <td>二 退所時特別加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>三 入退所前準備加算(Ⅰ)</td> <td>(200単位)</td> </tr> <tr> <td>四 入退所前準備加算(Ⅱ)</td> <td>(400単位)</td> </tr> </table>	一 仮行的退所時特別加算	(400単位)	二 退所時特別加算	(500単位)	三 入退所前準備加算(Ⅰ)	(200単位)	四 入退所前準備加算(Ⅱ)	(400単位)	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)				
(1) 退所時等支援加算	<table border="1"> <tr> <td>一 仮行的退所時特別加算</td> <td>(400単位)</td> </tr> <tr> <td>二 退所時特別加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>三 入退所前準備加算(Ⅰ)</td> <td>(200単位)</td> </tr> <tr> <td>四 入退所前準備加算(Ⅱ)</td> <td>(400単位)</td> </tr> </table>	一 仮行的退所時特別加算	(400単位)	二 退所時特別加算	(500単位)	三 入退所前準備加算(Ⅰ)	(200単位)	四 入退所前準備加算(Ⅱ)	(400単位)								
一 仮行的退所時特別加算	(400単位)																
二 退所時特別加算	(500単位)																
三 入退所前準備加算(Ⅰ)	(200単位)																
四 入退所前準備加算(Ⅱ)	(400単位)																
(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)																
ニ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算) 注 栄養管理の提供を受けない場合は、算定しない。																
ロ 経口嚥下加算(※2)	(1日につき 28単位を加算) 注 栄養管理の提供を受けない場合は、算定しない。																
リ 経口嚥下加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 経口嚥下加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 400単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 経口嚥下加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 100単位を加算)</td> </tr> </table> 注 栄養管理の提供を受けない場合は、算定しない。 注 経口嚥下加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	(1) 経口嚥下加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	(2) 経口嚥下加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)												
(1) 経口嚥下加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)																
(2) 経口嚥下加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)																
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 30単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 110単位を加算)</td> </tr> </table> 注 歯科医師の指示を受け、歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 30単位を加算)	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)												
(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 30単位を加算)																
(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)																
ロ 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に1回を限度))																
ロ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1回につき 10単位を加算)																
ロ かかりつけ医連携連携調整加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅰ)</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅱ)</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅲ)</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅰ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	(2) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)	(3) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅲ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)										
(1) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅰ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)																
(2) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)																
(3) かかりつけ医連携連携調整加算(Ⅲ)	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)																
ロ 緊急時施設療養費	<table border="1"> <tr> <td>(1) 緊急時施設療養費</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 緊急時施設療養費	<table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> </table>	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)	療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)	(2) 特定治療									
(1) 緊急時施設療養費	<table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)</td> </tr> </table>	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)	療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)												
療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)																
療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)																
(2) 特定治療																	
ロ 所定疾患施設療養費(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)</td> <td>(1月に1回7日を限度に1日につき238単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)</td> <td>(1月に1回10日を限度に1日につき480単位を算定)</td> </tr> </table>	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に1日につき238単位を算定)	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に1日につき480単位を算定)												
(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に1日につき238単位を算定)																
(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に1日につき480単位を算定)																
ロ 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 3単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 4単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)												
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																
ロ 認知症行動・心理症状対応加算	<table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)</td> </tr> </table>	療養型老健以外の場合	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)	療養型老健の場合	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)												
療養型老健以外の場合	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)																
療養型老健の場合	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)																
ロ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)																
ロ 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>在宅化型の場合</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>在宅化型以外の場合</td> <td>(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)</td> </tr> </table>	在宅化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	在宅化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)												
在宅化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)																
在宅化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)																
ロ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算(※2)	(1月につき 30単位を加算)																
ロ 看護マネジメント加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 3単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 13単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護マネジメント加算(Ⅲ)</td> <td>(1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))</td> </tr> </table>	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)	(2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)	(3) 看護マネジメント加算(Ⅲ)	(1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))										
(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)																
(2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)																
(3) 看護マネジメント加算(Ⅲ)	(1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))																
ロ 接せつ支援加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 18単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 接せつ支援加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 18単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 接せつ支援加算(Ⅲ)</td> <td>(1月につき 20単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 接せつ支援加算(Ⅳ)</td> <td>(1月につき 100単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 18単位を加算)	(2) 接せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 18単位を加算)	(3) 接せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	(4) 接せつ支援加算(Ⅳ)	(1月につき 100単位を加算)								
(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 18単位を加算)																
(2) 接せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 18単位を加算)																
(3) 接せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)																
(4) 接せつ支援加算(Ⅳ)	(1月につき 100単位を加算)																
ロ 施設安全対策加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)																
ロ 科学的介護推進施設加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 科学的介護推進施設加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 40単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 科学的介護推進施設加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 40単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 科学的介護推進施設加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	(2) 科学的介護推進施設加算(Ⅱ)	(1月につき 40単位を加算)												
(1) 科学的介護推進施設加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)																
(2) 科学的介護推進施設加算(Ⅱ)	(1月につき 40単位を加算)																
ロ 安全対策特別加算	(入所者1人につき1回を限度として50単位を算定)																
ロ サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 22単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 18単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</td> <td>(1日につき 6単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)										
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																
ロ 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×39/1000)</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×29/1000)</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×16/1000)</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×16/1000)</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×17/1000)</td> </tr> </table> 注 所定単位数は、あらかじめ定められた単位数の合計	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×39/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×29/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×16/1000)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×16/1000)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数×17/1000)						
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×39/1000)																
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×29/1000)																
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×16/1000)																
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×16/1000)																
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数×17/1000)																
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×21/1000)</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき 所定単位数×17/1000)</td> </tr> </table> 注 所定単位数は、あらかじめ定められた単位数の合計	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×21/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×17/1000)												
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×21/1000)																
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×17/1000)																

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、ロ(2)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制強化加算については令和5年10月1日から、実務管理の基準を満たさない場合は減算については令和6年4月1日から適用する。  
 ※ 看護マネジメント加算(Ⅰ)、接せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅵ)については、令和4年3月1日まで算定可能。  
 ※ 令和5年9月30日までの期間、介護職員処遇改善加算の算定及び及び行いついて、所定単位数の千分の千に相当する単位数を算定する。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分	施設要件3箇条の 動機要件等を 満たさない場合	入居者の数が 入居者の定員 を超えたる場合	看護士2名以上の 看護士が常駐 しない場合	介護支援専門員 の数が常駐に 満たない場合	看護士の標準に 定められた看護 職員の数に 20/100を超えて 増えたる場合	医師の臨床確保 計画を提出した 上で、医師の標準 に定められた 医師の数に 60/100を超えて 増えたる場合	医師の臨床確保 計画を提出した 上で、医師の標準 に定められた 医師の数に 60/100を超えて 増えたる場合	一定の要件を満た す入居者の 数が定員に 満たない場合	医師のユニット がユニット 毎に定員に 満たない場合 又はユニット ごとに定員に 満たない場合	身体拘束器具 の使用を 必要とする 場合	新入病棟の 開設に 関係する 要件	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 療養型 介護療養 施設サービス (1日につき)	a 療養型介護療養施設 サービス(Ⅰ) ※従来型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅰ) +23単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	b 療養型介護療養施設 サービス(Ⅱ) ※療養機能強化型 ※従来型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅱ) +14単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	c 療養型介護療養施設 サービス(Ⅲ) ※療養機能強化型 ※多床室	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅲ) +7単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス (1日につき)	a 療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅰ) ※従来型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅰ) +23単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	b 療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅱ) ※療養機能強化型 ※従来型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅱ) +14単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	c 療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅲ) ※療養機能強化型 ※多床室	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅲ) +7単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
(3) ユニット 療養型 介護療養 施設サービス (1日につき)	a ユニット型療養型介護療養 施設サービス(Ⅰ) ※ユニット型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅰ) +23単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	b ユニット型療養型介護療養 施設サービス(Ⅱ) ※療養機能強化型 ※ユニット型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅱ) +14単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	c ユニット型療養型介護療養 施設サービス(Ⅲ) ※療養機能強化型 ※多床室	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅲ) +7単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
(4) ユニット 療養型 経過型介護 療養施設 サービス (1日につき)	a ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅰ) ※ユニット型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅰ) +23単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	b ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅱ) ※療養機能強化型 ※ユニット型療養	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅱ) +14単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									
	c ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス(Ⅲ) ※療養機能強化型 ※多床室	サービス1 (1,000 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×95/100	2,100 単位	施設改善等 策(Ⅲ) +7単位	×80/100	+12単位	×95/100	+120単位				
		サービス2 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス3 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス4 (1,000 単位)								2,100 単位									
		サービス5 (1,000 単位)								2,100 単位									

注 外泊時費用	入院患者に対して居室に於ける外泊を認めた場合、1月16日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的遠隔サービス費	入院患者に対して居室における試行的遠隔を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単位に限る。）		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月14日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(5) 初期加算 (1日につき 300単位)			
(6) 退院時指導等加算 (※3)	(一) 退院時等指導加算	<p>A 高齢前診察指導加算 (入院中1日又は2回を限度に、460単位を算定)</p> <p>B 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</p> <p>C 退院時指導加算 (400単位)</p> <p>D 退院時情報提供加算 (500単位)</p> <p>E 退院前連絡加算 (600単位)</p>	<p>注 入居患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合</p> <p>注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合</p> <p>注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</p>
	(二) 訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)		
(7) 低栄養リスク改善加算 (※3)	(1月につき 300単位を算定)	注 低栄養リスク改善のための食事及び栄養指導と併せて経口補水加算を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を算定)	注 経口移行加算(1)を算定しない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算(※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を算定)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定しない場合は、経口維持加算(Ⅱ)を算定しない。 注 経口維持加算(Ⅱ)を算定しない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を算定)	
(10) 口嚥衛生管理加算 (※3)	(1月につき 90単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口嚥ケアを月2回以上行い、当該入居者に係る口嚥ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養食加算	(1回につき 6単位を算定(1日に2回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を算定)		
(13) 特定指導費 (※3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を算定)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を算定)	
(15) 認知症行動・心理状態観察的加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を算定)		
(16) 睡せつ支援加算 (※3)	(1月につき 100単位を算定)		
(17) 在宅復帰支援加算(※3)	(入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を算定)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を算定)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を算定)	
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき (三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき (三)の80/100)	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×11/1000)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経費増減減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等夜勤加算を適用しない。  
 ※ 一定の条件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。  
 ※ 在宅復帰支援機能加算(12)及び在宅復帰支援加算(17)は、在宅復帰支援機能加算(12)及び在宅復帰支援加算(17)については令和6年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(19)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和6年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和6年9月30日までの間は、介護職員処遇サービス費の(1)から(4)までにおいて、所定単位数の半分の下1に相当する単位数を算定する。





注 外泊時費用		入院患者に対して個室における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1日につき 300単位を加算)		注 栄養管理の実施をしない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の実施をしない場合は、算定しない。	
(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の実施をしない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		
(8) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 商業食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
(10) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)			
(11) 特定診療費 (※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入院後7日に限り、1日につき200単位を加算)			
(14) 排せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)			
(15) 安全対策体制加算(※1) (入院患者1人につき1回を限度として20単位を加算)			
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)		
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)		
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/1000)		

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全対策体制強化加算(Ⅰ)については令和3年10月1日から、商業食の提供をしない場合の減算については令和4年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護事業施設サービス費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	×70/100	×90/100	×90/100			
		看護<3:1>介護<6:1>						
一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	×70/100	×70/100				
		看護<4:1>介護<6:1>						
大学病院等	(三) ユニッタイプ認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	ユニッタイプ認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)				×97/100		
		経過措置型						
一般病院	(四) ユニッタイプ認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	ユニッタイプ認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)						
		経過措置型						
注 外泊時費用		入院患者に対して自宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
注 転科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、相隣療養病棟において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(4) 初期加算		(1日につき 30単位を算定)						
大学病院等	(5) 退院時指導等加算(※1)	退院前訪問指導加算						
		退院後訪問指導加算						
注		入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合						
注		退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合						
注		院外介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス開始を行った場合						
(6) 低栄養リスク改善加算(※1)		(1月につき 300単位を算定)						
注		栄養管理の取組を講じた場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。						
(7) 経口移行加算(※1)		(1日につき 28単位を算定)						
注		栄養管理の取組を講じた場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。						
(8) 経口維持加算(※1)		(1月につき 400単位を算定)						
注		経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。						
(9) 口腔衛生管理加算(※1)		(1月につき 90単位を算定)						
注		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合						
(10) 療養食加算		(1回につき 6単位を算定(1日13回を限度))						
(11) 在宅復帰支援機能加算(※1)		(1日につき 10単位を算定)						
(12) 特定診療員(※1)								
(13) 排せつ支援加算(※1)		(1月につき 100単位を算定)						
(14) 安全対策体制加算(※1)		(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)						
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)						
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)						
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ)						
		介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)						
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)						
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)						
注		所定単位数は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計						

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の取組を講じた場合の減算については令和4年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分		夜勤を行う職員 勤務条件基準を 満たさない場合	入居者の数が入 居者の定員を超え る場合	医師、薬剤師、者 理師、介護職員、 介護支援専門 員の員数が基準に 満たない場合	看護職員が基準に 満たない看護職員 の員数が100 を超過し、かつ ユニットAにおけ る体制が未整備で ある場合	常勤のユニット AをユニットBに 変更している等 ユニットAにおけ る体制が未整備で ある場合	身体拘束禁止未 実施済	安全評価体制未 実施済	品質管理の基準 を満たすための 措置	看護環境の基準 (前下)を満たさ ない場合	看護環境の基準 (後側型)を満た さない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する 基準の区分による 加算	若年性認知症入 居者入居加算	
イ	I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	認知症1 ( 774 単位)											
			認知症2 ( 924 単位)											
			認知症3 ( 1060 単位)											
		認知症4 ( 1161 単位)												
		認知症5 ( 1251 単位)												
		認知症6 ( 1341 単位)												
	(2) I型 介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	認知症1 ( 884 単位)												
		認知症2 ( 1034 単位)												
		認知症3 ( 1171 単位)												
		認知症4 ( 1271 単位)												
		認知症5 ( 1361 単位)												
		認知症6 ( 1451 単位)												
(3) I型 介護医療院 サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	認知症1 ( 704 単位)													
	認知症2 ( 812 単位)													
	認知症3 ( 1034 単位)													
	認知症4 ( 1154 単位)													
	認知症5 ( 1252 単位)													
	認知症6 ( 1342 単位)													
ロ	II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) II型 介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	認知症1 ( 696 単位)											
			認知症2 ( 796 単位)											
			認知症3 ( 1029 単位)											
		認知症4 ( 1127 単位)												
		認知症5 ( 1217 単位)												
		認知症6 ( 1307 単位)												
	(2) II型 介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	認知症1 ( 806 単位)												
		認知症2 ( 906 単位)												
		認知症3 ( 1095 単位)												
		認知症4 ( 1193 単位)												
		認知症5 ( 1283 単位)												
		認知症6 ( 1373 単位)												
(3) II型 介護医療院 サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	認知症1 ( 624 単位)													
	認知症2 ( 724 単位)													
	認知症3 ( 946 単位)													
	認知症4 ( 1063 単位)													
	認知症5 ( 1161 単位)													
	認知症6 ( 1251 単位)													
ハ	特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	認知症1 ( 653 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100					夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位		
			認知症2 ( 756 単位)										夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位	
			認知症3 ( 859 単位)										夜間勤務等看 護(Ⅲ) +7単位	
		(2) II型特別 介護医療院 サービス費	認知症1 ( 763 単位)											
			認知症2 ( 866 単位)											
			認知症3 ( 969 単位)											
	(3) II型特別 介護医療院 サービス費	認知症1 ( 582 単位)												
		認知症2 ( 685 単位)												
		認知症3 ( 894 単位)												
		認知症4 ( 1012 単位)												
		認知症5 ( 1111 単位)												
		認知症6 ( 1211 単位)												
ニ	ユニット 型I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット 型I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	認知症1 ( 853 単位)											
			認知症2 ( 956 単位)											
			認知症3 ( 1059 単位)											
		(2) ユニット 型I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 963 単位)											
			認知症2 ( 1066 単位)											
			認知症3 ( 1169 単位)											
	(3) ユニット 型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 812 単位)												
		認知症2 ( 915 単位)												
		認知症3 ( 1018 単位)												
		認知症4 ( 1121 単位)												
		認知症5 ( 1224 単位)												
		認知症6 ( 1327 単位)												
ホ	ユニット 型II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット 型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	認知症1 ( 842 単位)											
			認知症2 ( 945 単位)											
			認知症3 ( 1048 単位)											
		(2) 経路的 ユニット型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 952 単位)											
			認知症2 ( 1055 単位)											
			認知症3 ( 1158 単位)											
	(3) ユニット 型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 801 単位)												
		認知症2 ( 904 単位)												
		認知症3 ( 1007 単位)												
		認知症4 ( 1110 単位)												
		認知症5 ( 1213 単位)												
		認知症6 ( 1316 単位)												
ヘ	ユニット 型特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット 型特別 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 791 単位)											
			認知症2 ( 894 単位)											
			認知症3 ( 997 単位)											
		(2) 経路的 ユニット型II型 特別 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 901 単位)											
			認知症2 ( 1004 単位)											
			認知症3 ( 1107 単位)											
	(3) ユニット 型特別 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	認知症1 ( 801 単位)												
		認知症2 ( 904 単位)												
		認知症3 ( 1007 単位)												
		認知症4 ( 1110 単位)												
		認知症5 ( 1213 単位)												
		認知症6 ( 1316 単位)												

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 30単位)		
チ 再入所時栄養指導加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 遠所時指導等加算(※2)	(一) 遠所時指導加算	ア 遠所前訪問指導加算 (入所者1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の生活面に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		イ 遠所後訪問指導加算 (遠所後1回を限度に、460単位を算定)	
		ウ 遠所時指導加算 (400単位)	
		エ 遠所時情報提供加算 (500単位)	
		オ 遠所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
2 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 13単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
4 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
5 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)		
6 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
7 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
8 特別診療費(※2)			
9 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
10 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
11 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
12 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
13 排せつ支援加算(※2)	(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
	(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ)	(1月につき 100単位を加算)	
14 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
15 科学的介護推進体制加算(※2)	(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
16 長期療養生活移行加算(※2)	(入所後90日に限り 1日につき60単位を加算)		
17 安全対策特別加算	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
18 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
19 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/100)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/100)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×10/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×15/100)		
20 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/100)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/100)		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケアマネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
※ 令和3年9月30日までの間は、介護保険料サービス費のイから/までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和3年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防訪問入浴介護費
  - 2 介護予防訪問看護費
  - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
  - 4 介護予防居宅療養管理指導費
  - 5 介護予防通所リハビリテーション費
  - 6 介護予防短期入所生活介護費
  - 7 介護予防短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
    - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
    - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
  - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
  - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
  - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

<p>基本部分</p>	<p>注 介護職員2人が行った場合</p>	<p>注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合</p>	<p>注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p>	<p>注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算</p>	<p>注 中山間地域等における小規模事業所加算</p>	<p>注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>
<p>イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)</p>	<p>× 95 / 100</p>	<p>× 90 / 100</p>	<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100</p>	<p>+ 15 / 100</p>	<p>+ 10 / 100</p>	<p>+ 5 / 100</p>
<p>ロ 初回加算 (1月につき +200単位)</p>						
<p>ハ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)</p>						
<p>ニ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +12単位)</p>						
<p>ホ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位 × 58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位 × 42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位 × 23 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3) の 90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3) の 80 / 100)</p>						
<p>ヘ 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位 × 21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位 × 15 / 1000)</p>						

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(1)	複数名訪問加算(2)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	1月につき +574単位	1月につき (1)の場合 +500単位 又は (2)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (450単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合(※1)(※2) (288単位)														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	1月につき +318単位	1月につき (1)の場合 +500単位 又は (2)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (381単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (532単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)														
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)													
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)													
「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の対象外とし、当該算定の単位数を算入 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。															

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注			
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の過半数がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行っていた場合	1月につき +200単位	1月につき +50単位	1月につき +50単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護療養病棟の場合										
ロ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を算入)									
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)									
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)									
「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の対象外とし、当該算定の単位数を算入 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。											

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域の介護予防居宅療養管理指導費加算	注 中山間地域等に於ける小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)(Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.14単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.86単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.65単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)に在学施設学童会管理料又は特定施設入居者等学童会管理料を算定する場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.09単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (2.86単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.82単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.14単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.86単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (4.65単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病室又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.65単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.16単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.79単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.17単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (2.78単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.61単位)			
注 特別な薬剤の投与が行われている在宅の利用者又は在宅医療従事者(薬剤師)に対して、当該薬剤の使用に際する必要な薬学的管理指導を行った場合					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.44単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.86単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.65単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.24単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.66単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.53単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.61単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3.26単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (2.94単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心神経系患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費の2分の1未満までについて、所定単位数の千分の千二に相当する単位数を算定する。



5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)								
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)								
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2	(1月につき 144単位を加算)								
	要支援1	(1月につき 24単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×34/1000)								
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×19/1000)								
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)								
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)								
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×17/1000)							

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後(リハビリテーションを継続した場合)の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分			要介護を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数に合計数が入所定員を超えない場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合又は	業務のユニットリーダーをユニット毎に派遣している場合においてケアにおける体制が充実している場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	介護予防短期入所生活介護(Ⅰ)	介護予防短期入所生活介護(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (414 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (504 単位)												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (414 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (504 単位)												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (414 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 経路的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (414 単位)												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (414 単位)												
		(二) 経路的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (414 単位)												
ハ 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 8単位を加算)															
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 28単位を加算)															
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)															
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/1000)															
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/1000)															
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)															
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)															
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×27/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計												
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×23/1000)															

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の工分の1に相当する単位数を算定する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		援助を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	訪問者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超えない場合	医師、看護師、 介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は薬 師が専任に当た る場合	乗物のユニット リーダーユニット 毎に配置してい ない等ユニット の配置状況が異 なる場合	夜間職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理療法緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 577 単位)							1日につき +34単位			
			要支援2 ( 721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 ( 762 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 630 単位)								1日につき +34単位		
			要支援2 ( 768 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 ( 817 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)										
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
			要支援2 ( 778 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)										
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
			要支援2 ( 778 単位)										
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)											
		要支援2 ( 706 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 598 単位)											
		要支援2 ( 752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	*97/100	*70/100	*70/100	1日につき +24単位			1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	
			要支援2 ( 782 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)										1日につき +46単位
			要支援2 ( 828 単位)										
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)										1日につき +34単位
			要支援2 ( 782 単位)										
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)										1日につき +46単位
			要支援2 ( 828 単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)											
		要支援2 ( 764 単位)											
	b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)											
		要支援2 ( 764 単位)											

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)		
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)		
<b>(3) 総合ケア管理加算 (利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)</b>			
<b>(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))</b>			
<b>(5) 認知症専門ケア加算</b>	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
<b>(6) 緊急時施設療養費</b>	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に1日につき18単位を算定)	療養型老健以外の場合	
		療養型老健の場合	
	(二) 特定治療 (1月に1回3日を限度に1日につき18単位を算定)		
<b>(7) サービス提供体制強化加算</b>	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
<b>(8) 介護職員処遇改善加算</b>	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までに算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		
<b>(9) 介護職員等特定処遇改善加算</b>	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までに算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)		

「特別療養費」が「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年9月まで算定可能。  
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位) 要支援2 ( 652 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位) 要支援2 ( 679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 538 単位) 要支援2 ( 670 単位)							
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多居室>	要支援1 ( 577 単位) 要支援2 ( 731 単位)							
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多居室>	要支援1 ( 610 単位) 要支援2 ( 764 単位)							
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多居室>	要支援1 ( 599 単位) 要支援2 ( 753 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位) 要支援2 ( 576 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多居室>	要支援1 ( 526 単位) 要支援2 ( 664 単位)							
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 603 単位) 要支援2 ( 759 単位)							×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 630 単位) 要支援2 ( 787 単位)							
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 621 単位) 要支援2 ( 777 単位)							
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多居室>	要支援1 ( 603 単位) 要支援2 ( 759 単位)							
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多居室>		要支援1 ( 630 単位) 要支援2 ( 787 単位)								
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多居室>		要支援1 ( 621 単位) 要支援2 ( 777 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計								

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和4年9月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 997 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)							
		要支援2 ( 1,099 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 767 単位)						
			要支援2 ( 941 単位)							
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 ( 826 単位)							
	要支援2 ( 1,021 単位)									
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)							
		要支援2 ( 912 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)							
		要支援2 ( 994 単位)								
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-12単位		
			要支援2 ( 896 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 791 単位)							
		要支援2 ( 977 単位)								
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 671 単位)						
			要支援2 ( 835 単位)							
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 ( 780 単位)							
	要支援2 ( 940 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
		要支援2 ( 742 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)								
		要支援2 ( 822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 1,120 単位)							
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)							
		要支援2 ( 1,120 単位)								
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)						
			要支援2 ( 1,048 単位)							
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)							
		要支援2 ( 1,048 単位)								
								×97/100	片道につき +184単位	

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	1		2		3		4		5		6		7		8	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(1) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(1) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(1) Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(1) Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(2) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(2) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 800) 単位 療養費2 ( 500) 単位														
(2) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(2) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(3) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(3) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(3) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 500) 単位 療養費2 ( 200) 単位														
(3) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 ( 650) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 600) 単位 療養費2 ( 300) 単位														
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型多床室>	療養費1 ( 750) 単位 療養費2 ( 450) 単位														
(4) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 600) 単位 療養費2 ( 300) 単位														
(4) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型多床室>	療養費1 ( 750) 単位 療養費2 ( 450) 単位														
(5) ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 600) 単位 療養費2 ( 300) 単位														
(5) ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型多床室>	療養費1 ( 750) 単位 療養費2 ( 450) 単位														
(6) ユニット型Ⅳ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	ユニット型Ⅳ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 700) 単位 療養費2 ( 350) 単位														
(6) ユニット型Ⅳ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	ユニット型Ⅳ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型多床室>	療養費1 ( 850) 単位 療養費2 ( 500) 単位														
(7) 療養食加算	(1期につき ②単位を加算(1日に3回を限度))															
(8) 緊急時処置費	イ 緊急時治療管理 (1月)に3回を限度に、1日につき①8単位を加算) ロ 特定治療															
(9) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
(10) 特別診療費(※2)																
(11) サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ①8単位を加算) ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ①8単位を加算) ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ①8単位を加算)															
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×28/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +③(Ⅲ)990/1000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +③(Ⅳ)90/1000)															
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)															

※ 認知症専門ケア加算、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支援施設管理の対象外の算定項目

※ 夜間勤務等加算を適用する場合には、夜間勤務等加算加算を適用しない。  
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで適用可。  
※ 令和3年5月31日までの期間、介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)から(Ⅴ)までについては、商業施設等の平均単位数に基づき算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位) 要支援2 ( 211 単位)	×70/100	-18単位 -31単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能評価加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1月につき +20単位 +10単位 +10単位	1月につき +10単位 +10単位					
口 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 182単位)		×70/100													
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×62/100) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)090/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)090/100)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計											
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/100) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/100)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計											

※ 原簿額 要支援1 5,032単位

要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和4年3月31日までの期首介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及びイロ合計である介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合の指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の半分の半に相当する単位数を算定する。

委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合

指定訪問介護  
 ・週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 112単位  
 ・週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 211単位  
 ・週に3回を越える訪問介護が必要とされた者  
 (要支援である者に限る) 311単位  
 ・指定通所介護  
 ・要支援1 120単位  
 ・要支援2 100単位

介護予防訪問看護及び介護予防通所系サービス  
 従来の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100  
 (介護予防通所サービスが介護予防サービスの選択的サービス(運動機能向上、実用技能、情報利用)の加算が可能)

介護予防施設用器具等  
 介護予防施設用器具等と同様  
 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を算定する。

※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、  
 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。  
 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、  
 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。

9 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具費 (要1)指定介護予防福祉用具費と(要2)特別地域介護予防福祉用具費とを併せて算定する。1単位は110円を標準として算定する。	要1 要2	特別地域介護予防福祉用具費と加算	中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
要1 要2	要1 要2	要1 要2	要1 要2

注：「特別地域介護予防福祉用具費と加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、要1、要2付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,697 単位)	×98/100	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算	
		要介護2 ( 10,168 単位)										-62単位
		要介護3 ( 16,883 単位)										-111単位
		要介護4 ( 21,357 単位)										-184単位
		要介護5 ( 25,829 単位)										-233単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,312 単位)										-91単位
		要介護2 ( 12,985 単位)										-141単位
		要介護3 ( 19,821 単位)										-216単位
		要介護4 ( 24,434 単位)										-266単位
		要介護5 ( 29,601 単位)										-322単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (II) (1月につき)	要介護1 ( 5,697 単位)	-62単位										
	要介護2 ( 10,168 単位)	-111単位										
	要介護3 ( 16,883 単位)	-184単位										
	要介護4 ( 21,357 単位)	-233単位										
	要介護5 ( 25,829 単位)	-281単位										
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)												
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)												
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)												
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき +100単位)											
	(2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき +200単位)											
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (I) (1月につき +90単位)											
	(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1月につき +120単位)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき +750単位)											
	(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき +640単位)											
	(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき +350単位)											
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×100/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×55/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(3)の80/100)											
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×42/1000)											
注：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和4年3月31日まで算定可能。 ※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。												

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。







4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注				
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 ( 30,233 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	特別地域小規模多機能型居宅介護加算				
		要介護2 ( 15,318 単位)								
		要介護3 ( 22,283 単位)								
		要介護4 ( 24,593 単位)								
		要介護5 ( 27,117 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,391 単位)					×70/100	×70/100	×70/100	中山間地域等における小規模事業所加算
		要介護2 ( 13,602 単位)								
		要介護3 ( 20,076 単位)								
		要介護4 ( 22,158 単位)								
		要介護5 ( 24,433 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 570 単位)									
	要介護2 ( 636 単位)									
	要介護3 ( 207 単位)									
	要介護4 ( 274 単位)									
	要介護5 ( 840 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 300単位を加算(2日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)										
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)										
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)										
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
ロ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/100)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/100)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)									
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/100)									

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1 (264 単位) 要介護2 (260 単位) 要介護3 (273 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (260 単位)	夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従事者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算 (I)	夜間支援体 制加算 (II)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
	(2) 認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1 (264 単位) 要介護2 (260 単位) 要介護3 (273 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (260 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1 (264 単位) 要介護2 (260 単位) 要介護3 (273 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (260 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -88単位 -90単位 -92単位 -94単位	1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1 (264 単位) 要介護2 (260 単位) 要介護3 (273 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (260 単位)									

注 入院時費用	
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72単位を加算
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144単位を加算
	(3) 死亡日以前2日又は3日 1日につき 680単位を加算
	(4) 死亡日 1日につき 1,280単位を加算
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)	
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (I) (1日につき 39単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算 (II) (1日につき 49単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算 (III) (1日につき 59単位を加算)
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき 200単位を加算)
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)	
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)	
ミ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
ム 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)	
メ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)
モ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×111/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×81/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×45/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(3)の80/100)
ム 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×31/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×23/1000)

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 所定単位数は、イからエまでに算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでに算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		看護・介護職員の員数に算入しない場合	身体障害者止本奨励措置	入居継続支援加算	入居継続支援加算(特上)	認知症対応型上乗せ加算(特上)	認知症対応型上乗せ加算(普通)	認知症対応型加算(特上)	認知症対応型加算(普通)	認知症対応型加算(特上)	認知症対応型加算(普通)	認知症対応型加算(特上)	認知症対応型加算(普通)	認知症対応型加算(特上)	認知症対応型加算(普通)			
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 222 単位)	×70/100	→54単位	1日につき +36単位	1日につき +222単位	1月につき +6,660単位	1月につき +200単位 ※認知症対応型加算を定めて50単位は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +222単位	1日につき +222単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位			
	要介護2 ( 222 単位)																	
	要介護3 ( 222 単位)																	
	要介護4 ( 224 単位)																	
	要介護5 ( 224 単位)																	
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 222 単位)	×70/100	→54単位	1日につき +36単位	1日につき +222単位	1月につき +6,660単位	1月につき +200単位 ※認知症対応型加算を定めて50単位は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +222単位	1日につき +222単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位			
要介護2 ( 222 単位)																		
要介護3 ( 222 単位)																		
要介護4 ( 224 単位)																		
要介護5 ( 224 単位)																		
ハ 通院・通所特選加算(介護認定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)																	
ニ 看護士の加算 (介護認定する場合のみ算定)	① 看護士の加算(Ⅰ)	(1) 要介護1(1日につき24単位を加算)	(1) 1日につき 24単位を加算	(2) 要介護2(1日につき24単位を加算)	(2) 1日につき 24単位を加算	(3) 要介護3(1日につき24単位を加算)	(3) 1日につき 24単位を加算	(4) 要介護4(1日につき24単位を加算)	(4) 1日につき 24単位を加算	(5) 要介護5(1日につき24単位を加算)	(5) 1日につき 24単位を加算							
		② 看護士の加算(Ⅱ)	(1) 要介護1(1日につき24単位を加算)	(1) 1日につき 24単位を加算	(2) 要介護2(1日につき24単位を加算)	(2) 1日につき 24単位を加算	(3) 要介護3(1日につき24単位を加算)	(3) 1日につき 24単位を加算	(4) 要介護4(1日につき24単位を加算)	(4) 1日につき 24単位を加算	(5) 要介護5(1日につき24単位を加算)	(5) 1日につき 24単位を加算						
			ホ 認知症専門ケア加算 (介護認定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
				ヘ 認知症対応型特定施設入居者生活介護費(介護認定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)													
			エ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 60単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			(1日につき 16単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																
	三 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×62/1000)															
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×60/1000)															
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×33/1000)															
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +③/980/100)																
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +③/980/100)																
ジ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×18/1000)																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×12/1000)																
		研究単位は、そのままで計算した単位数の合計																
		研究単位は、そのままで計算した単位数の合計																

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分表結算基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に代り、1月につき113,300円を算定する。  
 ※ 令和2年4月1日現在、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に代り、1月につき113,300円を算定する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		サービス提供体制	サービス提供体制		サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制		サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制		サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	サービス提供体制	
			サービス提供体制	サービス提供体制			サービス提供体制	サービス提供体制														
1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ア) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(イ) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
1) エリファ型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ア) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
2) エリファ型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(イ) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ア) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(イ) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
1) エリファ型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ア) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
2) エリファ型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(イ) (定常定員数)	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	
	定員数	250	250		250		250		250		250		250		250		250		250		250	

注 1) 介護職員等特別処遇増進法に基づき、介護職員の処遇増進が図られることにより、介護職員の給与増額に要する費用は、介護職員に帰属するものと見做す。介護職員に帰属する費用は、介護職員に帰属するものと見做す。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対し行う場合	要介護1 ( 32,438 単位) 要介護2 ( 47,403 単位) 要介護3 ( 24,464 単位) 要介護4 ( 27,747 単位) 要介護5 ( 21,266 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 33,266 単位) 要介護2 ( 48,231 単位) 要介護3 ( 25,292 単位) 要介護4 ( 28,575 単位) 要介護5 ( 22,094 単位)							
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 ( 570 単位) 要介護2 ( 637 単位) 要介護3 ( 706 単位) 要介護4 ( 772 単位) 要介護5 ( 838 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理状態変動計測加算(Ⅰ) (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)								
ヒ 栄養士による加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)								
フ 音楽療法加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))								
ク ロ控・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(Ⅰ) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (Ⅱ) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
コ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(Ⅰ) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (Ⅱ) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))								
カ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)								
キ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574単位を加算)								
ク 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)								
ケ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)								
コ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)								
カ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)								
キ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)								
ク 介護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 介護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)								
ケ 連携支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 連携支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 連携支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 連携支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)								
コ 居宅訪問介護員処遇改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)								
キ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (Ⅳ) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき 260単位を加算) (2) ロを算定している場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 21単位を加算) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 12単位を加算)								
ク 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)								
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)								

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「看護体制強化加算」「訪問体制強化加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度管理の対象外(イ(1)の単位数を算入)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービスのイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 ( 6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,098 単位)						
		要支援2 ( 6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 423 単位)						
		要支援2 ( 529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) 1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動や心理状態等対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	㊦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)						
		㊧ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	㊨ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 350単位を加算)						
		㊩ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 25単位を加算)						
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)						
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)						

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	3ユニットで夜勤を行う職員の日数を2人目以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 ( 760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 ( 748 単位)				-75単位		1日につき +25単位			
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 ( 788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 ( 776 単位)				1日につき +25単位					
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)									
ト 定業管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 130単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合								
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)									
レ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ロ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)									
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。